

令和8年 第3回定例会 本会議（第2日・9月7日） 一 般 質 問 一 覧 表

〔 通告者数：9名 / 質問件数：13問 〕

	質問者	件 名
1	中 井 一 喜	子どもインフルエンザ予防接種費用助成の拡充について
2	沖 優 子	町内の公園の樹木管理と今後の緑のあり方について
3	丹 下 豪	日本版DBS制度への対応
4	坂 下 早 苗	（１）町が管理する道路の大木・高木等の安全管理について （２）家庭から出る廃食油の回収とSAFへの再資源化について
5	小 山 郁 子	自衛隊への紙媒体での名簿提供について
6	幡 野 美 智 子	（１）財政調整基金の活用について （２）再生可能エネルギー、省エネの加速を
7	栴 田 佳 宏	義務教育学校の不登校児童生徒の状況および支援体制について
8	山 本 恵 美	（１）葛下内水対策貯留地事業における事業計画・危機管理体制と、葛下テニスパーク整備事業における意思決定プロセス・事業計画・仕様選定の妥当性について （２）「和の鐘」リニューアル事業に係る専決処分の是非、仕様選定・災害リスク管理及び町民ニーズとの整合性について （３）想定を超える気象災害に備える治水施設の機能維持と外水・内水複合リスクへの危機管理・減災検証体制について
9	松 岡 成 行	千葉県豪雨を教訓とした対策について

件 名	子どもインフルエンザ予防接種費用助成の拡充について
質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	王寺町では、平成 28 年度から町単独の政策として、インフルエンザの重症化の予防と、子育てを支援するため、生後 6 か月から義務教育学校 6 年生(小 6)に相当する年齢までと、義務教育学校 9 年生(中 3)及び高校 3 年生に相当する年齢の保護者を対象に、インフルエンザワクチン予防接種費用の一部助成を実施されています。 助成内容は、接種費用の 2 分の 1、1 回につき 1,500 円を上限とし、助成回数は、生後 6 か月から義務教育学校 6 年生(小 6)に相当する年齢までは 2 回、義務教育学校 9 年生(中 3)及び高校 3 年生に相当する年齢は 1 回としています。 インフルエンザの予防には、ワクチン接種が非常に効果的ですが、一昨年から注射しない「経鼻弱毒生インフルエンザワクチン接種(製品名 フルミスト®点鼻液。以下「フルミスト」という。)」がニュース等で報じられ、関心の高まりとともに、選択される方が増えています。 フルミストは、令和 5 年 3 月に薬事承認され、令和 6 年 10 月から販売が開始されました。 実際に接種が開始されるのを前に、日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会は令和 6 年 9 月 2 日付で使用に関する考え方を以下のとおり示されました。 ① 2 歳～19 歳未満に対しては、不活化インフルエンザ HA ワクチン(以下「不活化ワクチン」という。)またはフルミストのいずれかのワクチンを用いたインフルエンザ予防を同等に推奨するが、特に喘息患者には不活化ワクチンの使用を推奨する。

質問事項
の 要 旨

(具
体
的
に
記
載
願
い
ま
す。)

フルミストは飛沫又は接触によりワクチンウイルスの水平伝播(でんぱ)の可能性があるため、授乳婦、周囲に免疫不全患者がいる場合は不活化ワクチンの使用を推奨する。

② 生後 6 か月～2 歳未満、19 歳以上、免疫不全患者、無脾(むひ)症患者、妊婦、ミトコンドリア脳筋症患者、ゼラチンアレルギーを有する患者、中枢神経系の解剖学的バリアー破綻がある患者に対しては不活化ワクチンのみを推奨する。

以上、①②のとおり、従来の不活化ワクチンが推奨される場合もありますがフルミストは、病原性の弱いウイルスを加工した生ワクチンで、従来の不活化ワクチンの皮下注射と異なり、鼻にスプレーするだけなので痛みがありません。鼻腔に直接免疫をつけるため、経鼻弱毒生ワクチンなので、鼻粘膜で分泌型 IgA 抗体が誘導されることにより、予防効果として不活化ワクチンより有効性が高いと考えられています。免疫持続効果も、海外の研究ではありますが、フルミストを 2 回接種して 2 年間抗体持続を確認したというデータもあり、不活化ワクチンの 5 ヶ月よりも効果が長く 1 年近く持続することが期待されます。

また、生ワクチンなので交差反応があるため、より多くの遺伝子型に対応が出来ることも期待されます。

そして、痛みを伴わないため、注射が苦手、痛み敏感な子どもたちにはぴったりの選択肢で、注射を嫌がる子どもを連れていく保護者にとっても負担軽減になるほか、受験生など長期間予防効果を望む方にも適しています。

このように、2 歳から 19 歳未満に対しては、フルミスト使用の有効性は高く推奨されるべきと思われます。

従来の「不活化ワクチン」は皮下に 6 か月から 13 歳未満は 2 回、13 歳以上は 1 回接種するのに対して、フルミストは、2 歳から 19 歳未満を対象に各鼻腔内に 1 回噴霧します。

質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	副反応は、鼻水、鼻づまり、咳などの風邪症状が多くみられます。不活化ワクチンに比べ、副反応が多くなっていますが重篤な副作用はどちらも非常に稀です。 費用については、フルミストは 1 回の接種で済みますが 8,000 円程度かかります。一方、不活化ワクチンは 1 回あたり 3,000 円程度です。義務教育学校 6 年生(小 6)以下は 2 回接種するため、6,000 円程度となりますが、王寺町から 1 回 1,500 円の助成があるので 3,000 円程度で済みます。 このように、フルミストは、不活化ワクチンに比べて費用が高くなるため、接種の促進と負担軽減のため、接種費用を助成する自治体が増えてきています。 財政力の高い東京 23 区では全額補助又は一部助成を実施されているほか、石川県小松市は 2 歳から小学 6 年生までは 7,000 円、中学生、高校生は 3,500 円を助成されています。近畿地方でも京都府綾部市、大阪府寝屋川市、泉佐野市、和歌山県かつらぎ町などが不活化ワクチンに加えてフルミストにも助成を拡充されています。 これらのことから、王寺町においても「王寺町こども計画」の基本理念である「すべてのこども・若者が健やかに育ち、安心して子育てができるまち」の実現を目指した新たな取組の一つとして、子どもインフルエンザ予防接種費用の助成をフルミストに拡充いただきたく、町長の考えを伺います。
出席を要求 する理事者	町 長、 部 長
氏 名	中 井 一 喜

件 名	町内の公園の樹木管理と今後の緑のあり方について
質 問 事 項 の 要 旨 （ 具 体 的 に 記 載 願 い ま す 。）	町内の公園の樹木管理と今後の緑のあり方についてお伺いいたします。 王寺町には、現在 44 の公園があります。 公園の管理については、職員の皆さんが実際に現場に出て、さまざまな作業に対応してくださっており、日頃のご尽力に感謝申し上げます。 公園にある木々は、私たちに緑と憩いを与えてくれる一方、年月を重ね、樹木が大きくなったことで、剪定や伐採など、管理の面で新たな課題も生じています。また、樹木が茂りすぎることによって公園内の見通しが悪くなり、防犯面からも適正な管理が必要だと考えます。さらに、近年ではクビアカツヤカミキリによる桜への被害もあり、伐採せざるを得ない樹木も出てきています。 そこでお尋ねします。 ①危険木や老木、クビアカツヤカミキリの被害木など、伐採が必要な樹木については計画的に伐採する。 ②今後に残していく樹木については、適正な剪定などを行い、良好な状態で維持していく。 ③植樹が可能な場所については、伐採後に将来を見据えた新たな植樹を行い、次の世代へ緑をつないでいく。 このように、状況を把握し、「伐採する」「残して管理する」「新たに植える」という一連の樹木管理を、44 公園について優先順位をつけながら、順次、計画的に進めていくお考えはないでしょうか。
出席を要求する理事者	平井町長、担当部長
氏 名	沖 優子

件 名	日本版 DBS 制度への対応		
質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す。)	日本版 DBS 制度は、子どもに接する業務に従事する人について、特定性犯罪の前科の有無を国が確認する仕組みであり 2026 年 12 月 25 日に施行されます。学校や保育所など、子どもと日常的に接する公的機関は義務の対象となり、採用時や配置転換時に必ず確認を行うことが求められます。また、現職者についても施行後 3 年以内に確認を終える必要があります。制度の目的は単に「前科を確認すること」だけではなく、相談体制の強化、研修の充実、情報管理の徹底など、総合的な安全確保措置を整えることにあります。王寺町でも、町立学校や保育施設をはじめ、子どもに関わる現場が多数あり、制度施行に向けた早期の準備が不可欠です。そこで次の 4 点について伺います。 ① 町立学校・保育施設における犯罪事実確認に関する準備を施行日までにどこまでするのか ② 現職者の確認方法の流れ ③ 町内の学習塾・スポーツクラブ等への制度周知 ④ 相談体制、研修の体制		
出席を要求 する理事者	担当部長・参事		
		氏 名	丹下 豪

件 名	1. 町が管理する道路の大木・高木等の安全管理について
質 問 事 項 の 要 旨 （ 具 体 的 に 記 載 願 い ま す。 ）	近年、強風や台風による倒木が各地で発生しています。 王寺町においても、町内を歩いていると、私自身、専門的な知識があるわけではありませんが、長い年月を経た大木や高木が多くあるように感じています。 一方で、職員の皆さんが、特に夏の酷暑の中でも日常的に町内をパトロールし、道路や植栽等の安全確認に努めていただいていることは、日頃から目にしております。また、植栽アドバイザーの先生とも連携をしながら管理されていることも承知しています。そうした職員の皆さんの日ごろの努力には、心から感謝しています。 こうした日頃の取組みに感謝を申し上げたうえで、今後さらに樹木の老朽化が進むことや、強風等によるリスクを考え、現在の管理状況を確認するとともに、将来を見据えた予防的な樹木管理について伺います。 ①町が管理する道路の大木・高木の現状把握と管理について 町が管理する道路の大木・高木について、日常的なパトロールを含め、樹木の安全性をどのように確認されているか。また、倒木時の影響が大きい樹木について、優先的な点検・診断を行っているのか伺います。 ②予防保全型の樹木管理について 今後、街路樹の老木化や強風による倒木リスクを考えると、事故が起きてから対応するのではなく、未然に防ぐ予防保全型の

質問事項 の 要 旨	樹木管理が、より大切になってくると思います。王寺町として、 予防保全型の樹木管理について、今後どのように進めていか れるのか伺います。	
(具 体 的 に 記 載 願 い ま す。)		
出席を要求 する理事者	町長・担当部長	
	氏 名	坂下 早苗

件 名	2. 家庭から出る廃食油の回収と SAF への再資源化について
質 問 事 項 の 要 旨 （ 具 体 的 に 記 載 願 い ま す。 ）	近年、脱炭素社会の実現に向け、持続可能な航空燃料、いわゆる「SAF(サフ)」への関心が高まっています。 SAF は廃食油などを原料の一つとして製造される航空燃料で、航空分野の脱炭素化に向けて、国を挙げて導入が進められています。 こうした中、広陵町、河合町、上牧町、生駒郡三郷町など近隣自治体において、家庭から出る廃食油を回収し、SAF への再利用につなげる取り組みが進められています。また、奈良県内においても導入する自治体が広がるなど、家庭系廃食油の回収・SAF化は自治体に取り組む次世代の資源循環として広がりを見せています。 本町においては、王寺町女性の会が中心となり、家庭から出る廃食油を回収して石鹸を作り、資源を循環させるという住民主体の先駆的な取り組みが行われてきました。この地域に根ざした資源循環の意識を礎とし、現代においては、廃食油が地球の温暖化対策に貢献する「新たなエネルギー資源(SAF)」へと進化を遂げる時代となっています。 家庭から出る廃食油は、適切に回収・資源化することでごみの減量化、下水道や水質汚染の防止、資源の有効活用、そして、CO₂排出削減など、多面的な行政的・環境的效果が期待できます。そこで本町における廃食油の資源循環について伺います。 ①現在、本町において、家庭から出る廃食油は、ごみ分別や処理においてどのように処分されているのか現状を伺います。

質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す。)	②近隣自治体や県内自治体において、家庭から出る廃食油を回収し、SAF への再利用につなげる取り組みが進んでいる現状を踏まえ、本町においても、まずはごみステーションへの回収ボックスの設置や、公共施設等での拠点回収、イベントでの回収など住民が参加しやすい回収の仕組みを構築し、SAFなどの再資源化につなげる取り組みを始める考えはないか、町の見解を伺います。
出席を要求 する理事者	町 長 担 当 部 長
氏 名	坂下 早苗

件 名	自衛隊への紙媒体での名簿提供について
質 問 事 項 の 要 旨 （ 具 体 的 に 記 載 願 い ま す 。）	自衛官募集のために高校生を含む若者の名簿を自衛隊に提供した自治体が 2025 年度に 1125 に上り、全国の自治体の 65%に達しました。一方で、提供した自治体数は、前年度より 27 減り、2016 年度以降 9 年ぶりに減少しました。本人の同意のない個人情報提供はプライバシー侵害であり、各地で違憲訴訟がおきているなど問題視する声が広がっているのが影響したとみられます。防衛省は毎年、高校や大学の卒業を控える 17～18 歳や 21～22 歳の若者を対象に住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別の 4 情報を自治体に依頼。勧誘はがきや資料の送付などが目的です。 名簿提供に対しては各地で批判が高まっています。2024 年には奈良市の高校生が、憲法第 13 条が保障するプライバシー権の侵害だとして国と市を相手に国家賠償を求める訴訟を初めて起こしました。今年 3 月にも岐阜市の高校生が国と市に対して損害賠償を求めて訴訟。 自衛官不足の深刻化に伴い、2024 年の自衛官募集に向けた方針は「すべての市区町村からの提供を目指す」と明記。毎年度、都道府県知事を市区町村長に提供求める通知をだすなど協力を強めています。 以下の 2 問をお尋ねします。 1、直近5年間の年度毎の対象年齢と人数、提供を実施した日付を示されたい。 2、現時点においては、どのような法的根拠で提供しているのか。
出席を要求する理事者	町長、担当部長
氏 名	小山 郁子

件 名	1. 財政調整基金の活用について																																																																
質 問 事 項 の 要 旨 (具体的に記載願います。)	財政調整基金は災害などによる想定し得ない支出や景気変動による税収減など緊急時の対応において財源を調整するためなどに積まれる基金です。王寺町の令和6年度末残高は59億4100万円です。これは奈良県下で奈良市(70億4500万円)に次ぐ積立ですが、対標準財政規模比はダントツ1位です。 <table><tr><td></td><td>A:R6 財政調整基金 残高 (億円)</td><td>A/B (%)</td><td>B:標準財政規模 (億円)</td></tr><tr><td>奈良市</td><td>70.45</td><td>9</td><td>844</td></tr><tr><td>王寺町</td><td>59.41</td><td>97</td><td>61</td></tr><tr><td>高田市</td><td>24.38</td><td>15</td><td>161</td></tr><tr><td>郡山市</td><td>34.42</td><td>17</td><td>207</td></tr><tr><td>天理市</td><td>39.54</td><td>25</td><td>156</td></tr><tr><td>橿原市</td><td>45.63</td><td>18</td><td>258</td></tr><tr><td>生駒市</td><td>26.60</td><td>10</td><td>256</td></tr><tr><td>香芝市</td><td>34.02</td><td>20</td><td>173</td></tr><tr><td>平群町</td><td>7.89</td><td>15</td><td>53</td></tr><tr><td>三郷町</td><td>12.86</td><td>23</td><td>56</td></tr><tr><td>斑鳩町</td><td>21.7</td><td>32</td><td>68</td></tr><tr><td>田原本町</td><td>19.09</td><td>24</td><td>79</td></tr><tr><td>上牧町</td><td>9.77</td><td>18</td><td>54</td></tr><tr><td>広陵町</td><td>23.27</td><td>27</td><td>85</td></tr><tr><td>河合町</td><td>9.66</td><td>20</td><td>49</td></tr></table> ここまで積み立てた金額に対する認識と積立に対する考え方を伺います。		A:R6 財政調整基金 残高 (億円)	A/B (%)	B:標準財政規模 (億円)	奈良市	70.45	9	844	王寺町	59.41	97	61	高田市	24.38	15	161	郡山市	34.42	17	207	天理市	39.54	25	156	橿原市	45.63	18	258	生駒市	26.60	10	256	香芝市	34.02	20	173	平群町	7.89	15	53	三郷町	12.86	23	56	斑鳩町	21.7	32	68	田原本町	19.09	24	79	上牧町	9.77	18	54	広陵町	23.27	27	85	河合町	9.66	20	49
	A:R6 財政調整基金 残高 (億円)	A/B (%)	B:標準財政規模 (億円)																																																														
奈良市	70.45	9	844																																																														
王寺町	59.41	97	61																																																														
高田市	24.38	15	161																																																														
郡山市	34.42	17	207																																																														
天理市	39.54	25	156																																																														
橿原市	45.63	18	258																																																														
生駒市	26.60	10	256																																																														
香芝市	34.02	20	173																																																														
平群町	7.89	15	53																																																														
三郷町	12.86	23	56																																																														
斑鳩町	21.7	32	68																																																														
田原本町	19.09	24	79																																																														
上牧町	9.77	18	54																																																														
広陵町	23.27	27	85																																																														
河合町	9.66	20	49																																																														

質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す 。)	① どの様な用途を想定して積み立てを行っているのか。 ② 積立規模をどの様な基準で、どの程度の金額を目標としているのか。 ③ 財政調整基金の適正水準について法令上の一律の基準は存在していません。標準財政規模の10～20%という団体が多く見受けられますが、団体の規模、歳入構造、災害リスクなどによって妥当な水準は変わります。観光や特定産業への依存度が高く歳入の変動が大きい団体ほど年度間調整のための厚めの備えに合理性がありますが、逆に安定した歳入構造を持つ団体が過大な財政調整基金を抱え続ければ住民サービスへの還元が遅れているのではないかと考えられます。物価高や負担増が続くもとで過大に積み上げられた財政調整基金を取り崩し生活支援や福祉,教育予算を充実させることが必要ではないのか、お尋ねします。
出席を要求 する理事者	平井町長、担当部長
氏 名	幡野美智子

件 名	2. 再生可能エネルギー、省エネの加速を		
質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	原油は化学製品の原料としてのみならず、燃料としても利用されています。化石燃料由来のエネルギー源に頼る日本では中東危機の影響は更に甚大です。このような事態に対処するためにも再生可能エネルギーの導入と省エネの加速はさらに進める必要があります。旧態依然の化石燃料に依存する産業政策からの転換を図るべきです。王寺町では「王寺町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、「王寺町地球温暖化対策ビジョン」が実施されています。国は 2050 年に温室効果ガス排出量ゼロとすることを目標としていますが、そのためには削減の加速が求められており、家庭部門の削減が重要です。どうやって削減するのか。新築の建築物は高い省エネ性能、断熱性能が無ければ建てることはできません。しかし断熱性能の低い、温室効果ガスの排出量の多い既存建築物はその多くが 2050 年を超えても存在することが考えられます。既存建築物の断熱化を進めなければ 2050 年のカーボンゼロの目標の足かせになりかねません。太陽光パネルの設置とともに既存住宅、集合住宅、事業所を対象に外壁、屋根、天井、床、窓の断熱改修化が重要です。この助成に取り組まれないが如何か、お伺いします。		
出席を要求 する理事者	平井町長、担当部長		
		氏 名	幡野美智子

件 名	義務教育学校の不登校児童生徒の状況および支援体制について
質問事項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	文部科学省の調査によると、全国の小中学校における不登校児童生徒数は近年増加傾向にあり、2024 年度に学校を 30 日以上欠席した児童生徒は 35 万人を超え、過去最高となりました。 本町においても、令和 7 年度の不登校児童生徒数は 89 人となっており、不登校の児童生徒への支援体制の充実が喫緊の課題といえます。 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(いわゆる教育機会確保法)に基づき、クラスへの復帰のみをゴールとせず、児童生徒の個々の状況に応じ安心して学べる環境を確保することを重視しています。本町の子どもたちが誰ひとり取り残されることなく、それぞれの個性・特性にあった多様な教育の機会が確保されるよう、以下の点について伺います。 1 本町における不登校児童生徒等の現状について 直近3年間の不登校児童生徒数の推移及びその主たる理由、また、不登校に至っていないが校内教育支援センターや自宅からのオンライン学習等による出席が主となっている児童生徒の人数について 2 不登校児童生徒に対する現在の支援体制について 校内教育支援センター、自宅等からのオンライン学習支援、スクールカウンセラー等による支援体制について

質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま ず	3 校外の支援施設及び学びの多様化学校の設置に対する考えについて 不登校の児童生徒にとって、校内教育支援センターは重要な役割を果たすものと考えますが、一方で児童生徒の中には学校内のセンターへ通うことに心理的な抵抗感があるなどの理由から、利用が困難なケースも想定されます。このようなことから、他の自治体では、学校外に支援施設を設置する例も見受けられます。また、国は不登校児童生徒の受け皿として、不登校児童生徒の実態に配慮し、学習指導要領にとらわれず柔軟なカリキュラムを編成できる「学びの多様化学校」を全国で300校の設置を目指す方針を掲げており、全国設置数は令和5年4月の24校から、直近では84校まで拡大しています。 これらの取り組みは、既存の学校、校内教育支援センターへ通うことが困難な児童生徒にとって、重要な学習機会の一つになりうるものと考えます。 そこで本町における校外支援施設及び学びの多様化学校の設置(近隣自治体との共同設置、また後者については「分校型」「分教室型」での設置も含む)についての考えと、今後の見通しについて伺います。
出席を要求 する理事者	町 長、教育長、担当理事
氏 名	桒田 佳宏

件 名	(1)葛下内水対策貯留地事業における事業計画・危機管理体制と、葛下テニスパーク整備事業における意思決定プロセス・事業計画・仕様選定の妥当性について
質 問 事 項 の 要 旨 （ 具 体 的 に 記 載 願 い ま す。 ）	王寺テニスパークは、内水対策事業を兼ねた防災施設として国の補助金を活用し整備された施設です。公共施設は一度建設すれば数十年間にわたり維持管理費や将来の更新費用が発生するため、計画の段階で立地や仕様を十分に比較検討し、客観的な根拠に基づいて町民にとって最適な選択を行うことが極めて重要です。浸水前提の貯留池に人工クレイコートを採用した経済的・技術的根拠、さらには豪雨時における職員の安全確保と運用体制など、真に町民の利益と安全に合致した有効な事業となっているか、以下の点を伺います。 1.事業計画・事業費内訳の妥当性 (1)本整備場所を選定した具体的・客観的根拠、計画段階で他にどのような候補地を検討したのか。 (2)防災機能とスポーツ施設の工事費の内訳および積算根拠をそれぞれ切り分けて提示されたい。 (3)国・県の補助金の充当額と王寺町の実質負担額の内訳は。 2. 冠水前提の貯留池に「人工クレイコート」の選定と将来維持管理費の検証 (1)公共の施設での先行事例および事前調査の実施状況 出水時に冠水することを前提とした雨水貯留施設において、人工クレイコートを採用した全国の事例数、および整備前に本町が実施した事前調査・検証の具体的な実績を示されたい。 (2)仕様選定における比較検証とライフサイクルコスト(LCC)、冠水後の復旧体制について

質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す。)	<u>仕様選定・LCC</u> 冠水後の泥沈着や砂流失に伴う復旧難易度および LCC に関し、オムニコートやハードコート等の他仕様との比較検証結果、本仕様を選定した技術的・経済的根拠を示されたい。 <u>維持管理・復旧体制</u> 流入した「土砂や泥の清掃」および「プレー上の安全確保・コート保全のための復旧作業について、委託業者との事前契約(緊急参集優先協定等)は確立されているか。 (3) 冠水発生時の「利用停止期間」と「復旧費用」の損失の試算根拠を示されたい。 ① 施設復旧に要する想定期間は。 ② 1 回の冠水あたりに発生する復旧作業費用(清掃・泥浚い・砂の再補充等)の試算額は。 ③ 冠水等により再整備が必要となった場合、本町は再び人工クレイコートを選定する方針なのか、仕様選定の基本方針を伺う。 (4) 利用実態・暑さ対策等のリスク管理と住民意見の反映 貯留池内であるため、日影となる場所がなく、利用者からは、暑さへの対策を求める声があがっている。暑さ対策について、町の対応を伺う。 3. 防災施設としての運用・危機管理体制および職員の安全確保 豪雨時に貯留機能を作動させるには現場対応職員による手動操作となるが、職員の安全対策やゲート操作による流入開始の意思決定はどのように行われるか伺う。		
出席を要求 する理事者	担当理事		
	<table> <tr> <td data-bbox="791 1977 951 2040">氏 名</td><td data-bbox="951 1977 1439 2040">山本 恵美</td></tr> </table>	氏 名	山本 恵美
氏 名	山本 恵美		

件 名	(2)「和の鐘」リニューアル事業に係る専決処分の是非、仕様選定・災害リスク管理及び町民ニーズとの整合性について
質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す。)	昭和 38 年の寄附に始まり、平成元年の完成以来、町のシンボルとして親しまれてきた「和の鐘」のリニューアル工事が実施されました。歴史的背景やシンボルとしての価値を尊重する一方で、厳しい財政状況のなかで実施される事業であるからこそ、町民に対する事前の説明や合意形成が十分であったか、また、その事業効果に見合う税金の投入であったのか、町民から疑問の声が寄せられています。本施設は例年同額の維持管理費が計上されており、直ちに稼働不能となるような著しい老朽化や緊急の破損状態にあったとは言い難い状況でした。このような中で実施された本事業について、町民への説明責任およびリスク管理の観点から、以下の点について伺います。 1. 本事業の実施要件・経緯の妥当性および事業費の積算根拠 なぜ大規模なリニューアルが必要であったのか、その客観的な判断基準と決定経緯および今回の事業費(予算拠出)の決定過程について伺うとともに、「老朽化」を理由とするならば町民が納得できる客観的な診断結果や根拠の明示を求める。 2. からくり人形への町公式キャラクター採用に伴う仕様選定・コスト及びリスク管理体制 本事業において、からくり人形に王寺町公式キャラクターを採用したことは、町民や訪れる人々へ親しみやすさをもたらす一方で、完全特注品となることによる初期コストの増大に加え、台風や地震等の自然災害や不測の故障が発生した際の復旧体制、並びに予備パーツの保有状況や将来的な補修費用の調達といったリスク管理体制に懸念が残る。ついては、本仕様を採用した経緯及びその妥当性、災害時・故障時における迅速な

質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す。)	復旧・継続的な維持管理体制について何うとともに、今回のリニューアル工事に要した総事業費と規模縮小といった他の手法・仕様との比較検討が行われたのか、本仕様の選定に至る技術的・経済的根拠を問う。 3. 事業決定に至る町民周知と事業効果の検証 ① 町民への事業決定に至る周知や意見集約は十分になされたのか ② 改修後の町民の満足度や効果の検証方法は。 ③ 本事業は執行金額の大きさ、町のシンボルとしての立ち位置から町制100周年記念の冠事業としてふさわしい事業になったと思われるが、あえて位置づけなかった理由は。 4. 専決処分(専決処分報第 9 号)の適用における妥当性 本事業は例年通り維持管理がなされており、直ちに稼働不能となるような緊急性や著しい老朽化は町民の目からは認められなかったとの声が出ている。このような状況下において、3,190 万円ものふるさと創生基金を充当する事業を事前の予算審議にかけず、専決処分(専決処分報第 9 号)として事後報告にとどめた判断の妥当性および理由を問う。 5. 町民ニーズと事業の優先順位 町民ニーズと事業選定における優先順位の考え方を問う。
出席を要求 する理事者	町 長 担 当 理 事
氏 名	山 本 恵 美

件 名	(3)想定を超える気象災害に備える治水施設の機能維持と外水・内水複合リスクへの危機管理・減災検証体制について
質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す)	近年、全国各地において従来の想定を超える激甚な気象現象が度々発生しています。本町では、昭和57年の都市計画決定以来、都市計画事業による雨水対策を進め、平成緊急内水対策整備事業を併せて実施してきました。一般的に内水対策は10年確率降雨で計画され、重要度に応じて確率年の底上げがされますが、現実には計画値を遥かに上回る豪雨が頻発しています。さらに、府県境にある「亀の瀬」の抜本的改修が見込めない以上、国直轄事業が完成しても溢水等の被害が発生する可能性は残ります。こうした中、6月に大阪市において異常降雨により、主ポンプ全機が水没・全停止するという深刻な事故が発生いたしました。住民の生命・財産を守る行政の最大責任として、「想定外は想定外ではない」という前提での対策強化が不可欠です。他自治体の被災事例を他山の石とし、本町の治水インフラの安全確保について、以下の点から明確な見解を求めます。 1-①大和川外水水位と内水対策の「時間軸の重なり」における最大リスクの検証 内水氾濫のリスクは単なる降雨量だけでなく、「降雨状況の時間軸」と「内水対策(樋門閉鎖・ポンプ運用)の時間軸」の重なり起因する。過去には、24 時間総雨量 約 200mm の大雨により大和川上流域で大規模洪水が発生しているように、河川水位の上昇に伴い内水排除施設等の運用フェーズが移行していくが、本川の水位変動と流域流出の動的な重なりに対し、最も危険な動的パターンにおける安全検証が行われているか。特に限界水位によるポンプ停止時の積算流出量など、具体的な数値やデータに基づいた想定・検証が行われているか伺う。

質問事項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す。)	1-②外水氾濫時における久度雨水ポンプ場の防衛対策と早期復旧体制 低地に位置する久度雨水ポンプ場は、大和川等の外水氾濫時に設備が冠水し、内水排水機能が全停止して地域の浸水が長期化するリスクがある。これを踏まえ、 (1)現在の設備改修における防水・耐水化対策の課題は。 (2)水没・被災時における迅速な再稼働および早期復旧にむけた体制は。 1-③雨水 2 号幹線の計画路線未施工の理由 大和川等の水位が上昇すると、逆流を防ぐために「樋門(ひもん)」を閉鎖、樋門を閉じた後は、集まってきた雨水をポンプによる「強制排水」で川へ押し出さなければ地域内に水が溢れる。(内水氾濫)。王寺1～3丁目エリア等は雨水2号幹線が未整備であるため、樋門閉鎖後の逃げ場がなく、強制排水能力が著しく不足・不能となる構造的弱点を抱えている。<u>雨水2号幹線の整備は、単なる「排水路の建設」にとどまらず、「樋門閉鎖時における地域孤立・浸水被害を防ぐための命綱(バイパス・強制排水ルートの確保)」という意味合いを有している。ポンプ場が機能しないと「川が溢れる＋地域内の雨も流せない」という二重苦になる。安全確保に直結する雨水2号幹線による強制排水機能が必須であるにもかかわらず、なぜ未施工のままとなっているのか伺う。</u> 2. 緊急安全点検 他自治体での被災事例を他山の石とし、町内の基幹治水施設における「想定外」の浸水・全滅リスクを想定した緊急安全点検を実施する考えがあるか、町長のご所見を伺います。		
出席を要求 する理事者	町長 担当理事		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="791 1924 951 1984">氏 名</td><td data-bbox="951 1924 1439 1984">山 本 恵 美</td></tr> </table>	氏 名	山 本 恵 美
氏 名	山 本 恵 美		

件 名	千葉県豪雨を教訓とした対策について		
質 問 事 項 の 要 旨 (具 体 的 に 記 載 願 い ま す 。)	先般8月13日に発生した千葉豪雨は、都市機能の脆弱性を浮き彫りにしました。記録的な豪雨から死者は13人、住宅の床上・床下浸水は約 2,700 棟(奈良新聞 8/20)、また、公道で動けなくなった車両 3,000 台以上が路上に放置され、マンションでは浸水による全棟停電も発生し大きな爪痕を残しました。(読売新聞 8/20 朝刊) 今回の災害は、記録的豪雨により雨水を処理しきれず大規模な冠水が起きました。原因として「内水氾濫」が起きた可能性が指摘されています。規模、面積は違いますが、本町における内水対策の現状とこれを教訓とした対策をお伺いします。		
出席を要求 する理事者	町長 担当理事		
		氏 名	松岡 成行